

## 中国の司法実務における使用環境特徴



林 軍

GLOBAL IP China北京五洲洋和知識産権代理事務所

パートナー

中国専利代理人・中国弁護士

専利権侵害判定において、オール・エレメント・ルールは基礎的な裁判規則であり、すなわち、イ号は請求項に記載されたすべての技術的特徴と同一または均等の技術的特徴を具備する場合、特許権侵害が成立する。しかし、発明が解決しようとする技術的問題自体がその発明の「使用環境」と密接不可分である場合、その環境を記述する特徴は必須技術的特徴を構成する可能性があり、「専利法実施細則」や「専利審査指南」などの規定に基づいて、独立請求項に記載されなければならない。請求項に発明の使用背景や条件を記述する技術的特徴が含まれる場合、侵害判定のルールに微妙で重要な変化が生じる。これは中国の司法実務において重要な役割を果たしている「使用環境特徴」のルールである。以下、中国の司法実務における使用環境特徴について紹介し、最後に司法実務における使用環境特徴を踏まえて、権利化実務への啓示を検討してみる。

### 一、使用環境特徴の概念と法的根拠

使用環境特徴とは、請求項において発明の使用背景や条件を記述するために用いられる技術的特徴を指す。特許保護対象そのもの構造、構成要素、材料などを直接限定する技術的特徴と異なり、使用環境特徴は保護対象の使用背景、条件、適用対象などを限定することにより、間接的に特許権の保護対象を限定する。通常、使用環境特徴は、保護対象の設置、接続、使用などの条件や環境として表現されることが多い。

現行の「専利法」及び「専利法実施細則」には「使用環境特徴」という用語に関する規定は存在せず、「使用環境特徴」という概念自体は司法実務、そして司法解釈に由来する。

(1) 2016年、最高人民法院（日本の「最高人民法院」に相当）は『最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）』（以下、「2016最高人民法院司法解釈」と略称する）を公布した。同司法解釈の第9条は否定的な表現を用いて、請求項における使用環境特徴の限定作用を明確にした。

「第9条 被疑侵害技術的解決策が、請求項に記載された使用環境特徴に限定されている使用

環境に適用できない場合、人民法院は、被疑侵害技術的解決策が専利権の保護範囲に含まれないと認定しなければならない。」

また、以下の司法指針及び行政指針においても「使用環境特徴」が言及されている。

(2) 2013年、北京市高級人民法院(日本の「高等裁判所」に相当)が「専利権侵害認定指南(2013)」(以下、「2013北京高裁司法指針」と略称する)を発表した。

「第22条 請求項に記載された使用環境特徴は必須技術的特徴に属し、専利権の保護範囲に対して限定的な役割を果たす。使用環境特徴とは、請求項において発明の使用背景や条件を記述するために用いられる技術的特徴を指す。

第23条 被疑侵害技術的解決策は、請求項に記載された使用環境に適用可能である限り、当該使用環境特徴を備えているものと認定されるべきであり、実際にその環境にて使用されることを前提としない。」

(3) 2014年、国家知識産権局(日本の「特許庁」に相当)は「専利権侵害の判定基準と専利詐称行為の認定基準手引き(試行)」(以下、「2014特許庁行政指針」と略称する)を発表した。

「2.5.6. 使用環境または条件の特徴に限定された製品の請求項

...

2.5.6.2. 使用環境または条件の特徴に限定された製品の請求項の解釈

使用環境または条件の特徴を含む製品請求項において、使用環境または条件の特徴は当該請求項の一部として考慮されるべきである。この場合、製品請求項における使用環境や条件の特徴を製品の構造、構成などの特徴と併せて考慮されるべきであるが、これは製品が当該環境または条件にて実際に使用されなければならないことを意味するものではない。製品の他の技術的特徴により、当該製品が当該環境または条件下で使用可能であり、かつ必然的に使用されることが決定されている場合、たとえ当該製品が当該環境または条件下で実際に使用されていなくても、当該製品は当該使用環境または条件の特徴を具備しているとみなされる。」

(4) 2017年、北京市高級人民法院は「専利権侵害認定指南2017」(以下、「2017北京高裁司法指針」と略称する)を発表した。「2017北京高裁司法指針」は、「2013北京高裁司法指針」の関連内容を充実させたものである。

「24、請求項に記載された使用環境特徴は、専利権の保護範囲を限定する作用を有する。被疑侵害技術的解決策が請求項に記載された使用環境に適用可能な場合、被疑侵害技術的解決策が請求項に記載された使用環境特徴を具備していると認定されるべきであり、被疑侵害技術的解決策が実際に当該環境特徴を使用することを前提とするものではない。但し、専利書類は当該技術的解決策が当該使用環境特徴にのみ適用可能であると明確に限定されており、かつ、被疑侵害技術的解決策が他の使用環境にも適用可能であることを示す証拠がある場合には、被疑侵害技術的解決策は専利権の保護範囲内に含まれない。

被疑侵害技術的解決策が請求項における使用環境特徴に限定された使用環境に適用できない場合、被疑侵害技術的解決策は特許権の保護範囲に含まれないと認定されなければならない。

使用環境特徴は主題名称とは異なり、請求項において発明又は実用新案の使用背景又は条件を記述するために用いられ、かつ当該技術的解決策と接続又は連携関係にある技術特徴を指す。」

(5) 2020年、天津市高級人民法院は「発明・実用新案型権侵害紛争事件の審理に関する指南」(以下、「2020天津高裁司法指針」と略称する)を公表した。

#### 「5. 使用環境特徴の解釈

使用環境特徴とは、請求項において発明の使用背景や条件を説明するために用いられる技術的特徴を指す。請求項に特許製品の設置または使用の背景や条件が記載されている場合、背景や条件を限定する技術内容は一般的には使用環境特徴として特許の保護範囲を限定することができる。

…」

## 二、使用環境特徴の提出背景

中国では特許制度が導入された当初、出願人のドラフティング経験が不足していたため、必須でない技術的特徴を独立請求項に記載することが多かった。特許権者に十分な保護を提供するために、裁判所は余分指定原則を創設した。「余分指定原則」とは、請求項中の「余計な特徴」を省き、独立請求項における必須技術的特徴だけをもって特許権の保護範囲を確定し、被疑侵害技術的解決策が特許権の保護範囲に属しているか否かを判定する原則をいう。典型的な事件は「人体スペクトル整合効果場治療装置」事件であり、裁判所は請求項中の「ステレオ再生システム」が独立請求項に記載されているものの、技術的解決策に不可欠な構成要素ではなく、非必須技術的特徴、すなわち付加的な技術的特徴であると認定した。イ号には当該技術的特徴が欠いているが、それは侵害の認定に影響を及ぼさず、被疑侵害物が当該特徴を欠いていても依然として侵害を構成するとされた。簡単に言えば、余分指定原則では、専利権侵害判定において、独立請求項に記載された明らかに必須でない技術的特徴(余分な技術的特徴)を無視し、残りの「必須技術的特徴」だけをもって特許権保護範囲を確定する。

しかし、この原則は特許保護範囲の不確実性を招くとして、疑問視されていた。2005年、最高人民法院は「コンクリート薄肉筒体部材」事件において初めて余分指定原則の適用を明確に否定した。2009年、『特許権侵害紛争事件の審理における法律の適用に関する最高人民法院の若干の問題の解釈』第7条において、正式にオール・エレメント・ルールを確立し、必須技術的特徴と必須でない技術的特徴とを区別せず、請求項に記載されたすべての特徴が必須技術的特徴と見なされるということを意味する。

同司法解釈の公布から2年後の2012年、「使用環境特徴」という用語が、下記(2012)民提字第1号の再審判決において初めて登場した。

〔事件①(2012)民提字第1号／対象特許：CN1095781B〕

<p><b>【請求項1】</b> リアディレーラ(100)を自転車車体フレーム(50)に連結するための自転車リアディレーラ・ブラケットであって、 前記リアディレーラがブラケット部材(5)、チェーンガイド(3)を支持するための支持部材(4)、及び前記支持部材(4)とブラケット部材(5)を連結するための一対の連結部材(6,7)を備え、</p>	
--	--

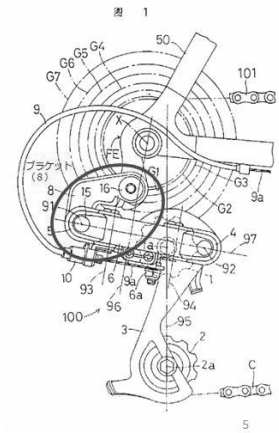
前記自転車車体フレーム (50) が車体フレームのリアフォークエンド (51) のディレーラ取り付け用延出部 (14) に形成された連結手段 (14a) を備え、

前記リアディレーラ・ブラケットは、  
 ほぼL字状の形状のプレートで構成されるブラケット体 (8) と、  
 前記ブラケット体 (8) の一端側に設けられ、前記リアディレーラ (100) を前記ブラケット体 (8) に連結し、第1軸心 (91) まわりに回転可能な第1連結手段 (8a) と、

前記ブラケット体 (8) の他端側に設けられ、前記ブラケット体 (8) を前記自転車車体フレーム (50) の連結手段 (14a) に連結する第2連結手段 (8b) と、

前記ディレーラ取り付け用延出部 (14) に接触し、前記リアディレーラ (100) を前記リアフォークエンド (51) に対して設定された取り付け姿勢で位置を決める位置決め手段 (8c) と、を備え、

前記ブラケット体 (8) が前記リアフォークエンド (51) に取り付けられた時、前記第1連結手段 (8a) と前記第2連結手段 (8b) との位置関係が、前記第1連結手段 (8a) が提供する連結点は前記第2連結手段 (8b) が提供する連結点の下と後となるように設けられたことを特徴とする、自転車リアディレーラ・ブラケット。



被疑侵害者は自転車に装着する前の自転車リアディレーラ・ブラケットとリアディレーラを製造するものの、本件請求項1の「前記自転車車体フレーム (50) が車体フレームのリアフォークエンド (51) のディレーラ取り付け用延出部 (14) に形成の連結手段 (14a) を備え」という構成における車体フレームに関する構成要件を実施していない。

本事件において、被疑侵害者が製造販売しているイ号製品はリアディレーラ・ブラケットを含むリアディレーラであり、請求項1のリアディレーラ・ブラケットの構造特徴を有している点については、当事者双方に争いが無い。

第1審、第2審及び再審の裁判所はいずれも権利侵害が成立しないと判断した。第1審の浙江省寧波市中級人民法院では、イ号は自転車に装着された状態のものでは無いので、イ号が「前記自転車車体フレームは、前記自転車車体フレームのリアフォークエンド (51) のディレーラ取り付け延伸部 (14) に形成された連結構造 (14a) を備え」という本件特許の技術特徴と装着方式とを充足しているか否かが不明確であり、非侵害である、と判断された。また、第2審の浙江省寧波市高級人民法院では、イ号製品はリアディレーラであって自転車に取り付けられていないので、(1)リアフォークエンドを備える自転車車体フレームに装着すること、及び、(2)リアフォークエンドの延伸部に装着すること、という本件特許の2つの装着特徴を有しておらず非侵害である、また、中国では間接侵害を規定する法律の規定は無く、間接侵害が成立するためにはその前提として直接侵害が存在する必要があるが、本件では直接侵害が存在しないので間接侵害も成立しない、と判断された。

第1審の原告は二回目の再審を請求した際、最高人民法院は再審を行い、初めて「使用環境特徴」という概念を導入し、使用環境の特徴とは、請求項において発明の使用背景または条件を記述するために用いられる技術的特徴を指す。この事件に係る請求項1の保護対象は「自転車リアディレーラ・ブラケット」であるが、この請求項1にはまた、この自転車リアディレーラ・ブラ

ケットと「連結するためのリアディレーラ」及び「自転車車体フレーム」の具体的な構成も限定されており、これらのリアディレーラと車体フレームの特徴は実際に、リアディレーラ・ブラケットの使用背景及び条件を限定するものであって使用環境条件に属し、請求項1の保護範囲を限定する作用を有すると述べたうえ、「前記自転車車体フレームが車体フレームのリアフォークエンド(51)のディレーラ取り付け用延出部(14)に形成の連結手段(14a)を備え」(使用環境特徴1)、「前記リアディレーラがブラケット部材(5)、チェーンガイド(3)を支持するための支持部材(4)、及び前記支持部材(4)とブラケット部材(5)を連結するための一対の連結部材(6,7)を備え」(使用環境特徴2)をそれぞれ使用環境特徴として認定した。使用環境特徴の限定程度について次のように判示した。

「使用環境特徴が保護範囲に対する限定の程度とは、使用環境特徴が請求項に対して及ぼす限定作用の大きさを指し、具体的には、当該使用環境特徴に限定された保護対象が、当該使用環境特徴において実施しなければならないか、それとも当該使用環境特徴において実施可能であれば良いのかを指す。一般に、使用環境特徴は、保護対象が当該使用環境において使用されればよいと解釈されるべきであり、保護対象が当該使用環境において必ず使用されなければならないとは要求されない。しかし、当業者が特許の請求項、明細書及び特許審査経過を閲読した結果、保護対象が当該使用環境において使用されなければならないことを明確かつ合理的に知ることができる場合、当該使用環境特徴は、保護対象が当該特定の環境において必ず使用されなければならないと要求するものとして解釈されるべきである。」

また、イ号製品が本件特許の保護範囲に属するか否かについて、最高人民法院は、使用環境特徴①「自転車車体フレームの構造」の構成要件、使用環境特徴②「リアディレーラの構造」の構成要件、及びリアディレーラ・ブラケットの構造の構成要件、リアディレーラ・ブラケットが組み立てられた後の位置の構成要件について、ビジネス上として、イ号製品が本件特許請求項1に限定された自転車車体フレームに必然的に使用されるため、イ号製品が自転車車体フレームに関する使用環境特徴を具備していると認定したうえ、…、中国専利法(2000年修正)第56条第1項に基づき、イ号製品が本件請求項1における全ての技術的な構成要件を有し、本件請求項1の保護範囲に属すると認定した。

### 三、使用環境特徴の適用範疇

前述したように、使用環境特徴の概念は、上述の事件1に初めて登場した。その後、最高人民法院は「知的財産権裁判所裁判要旨要約(2021)」第18条において、(2020)最高法知民終1742号判決を引用し、以下の定義を示している。

[(2020)最高法知民終1742号]

「使用環境特徴は、保護対象の取り付け構造特徴や接続構造特徴に限定されるものではなく、特定の場合には、保護対象の用途、適用対象、使用方法などに関する技術的特徴も含まれる。」

この定義は、最高人民法院が上記事件①で示した定義「発明の使用背景または条件」に比べて、その範囲が明らかに狭まっているが、この定義によれば、特定の場合では、用途、適用対象、使用方法も使用環境特徴の範疇に含まれ得る。

#### 四、使用環境特徴の識別

使用環境特徴を具体的に認定する場合、裁判所は総合的に判断する方法を採用しており、即ち、発明名称、特許権の保護対象、請求項における使用環境特徴に関する記載及び説明書の内容を総合的に考慮することにより、使用環境特徴の認定をしている。実際の操作において、裁判所は、まず請求項の主題名称（即ち特許権の保護対象）に基づいて、関連技術的特徴が請求項の保護対象を直接限定するかどうかを判断し、次に、明細書及び図面を結合して使用環境特徴の具体的な形式を決定する。

[事件② (2023) 最高法知民終第247号／対象特許：CN210636995UU]

<p><b>【請求項1】</b>                  極狭偏心V型角材であって、<u>二つの形鋼（8）</u>を含み、                  前記形鋼（8）内に空洞が設けられ、二つの空洞内に共同で固定部材（4）が設けられ、前記固定部材（4）の下端に取り付け部材（13）が嵌合され、前記固定部材（4）の一方の側にはV型連結部材（1）が当接され、前記V型連結部材（1）の両側には第1取付溝（6）が設けられ、前記固定部材（4）の両側には第1取付溝（6）に対応する第2取付溝（7）が二つ設けられ、かつ同一側の一つの第1取付溝（6）と一つの第2取付溝（7）とは共同で、一つのピン軸（5）が貫通して設けられ、<u>二つの形鋼（8）の対向する側にはそれぞれ二つの貫通孔（9）が設けられており、</u>                  前記V型連結部材（1）の両側には貫通孔（9）に対応する二つの第1ねじ穴（2）が設けられており、四つの貫通孔（9）にはそれぞれねじ（11）が貫通して設けられている。前記ボルト（11）の一端は第1ねじ穴（2）内に延びており、<u>一方の形鋼（8）の上端側には切り欠き口（10）が設けられており、前記固定部材（4）には第2ねじ穴（12）が設けられており、前記第2ねじ穴（12）内にはボルト（3）が貫通して設置されている、極狭偏心V型角材。</u></p>	<p>FIG. 5</p>
--	---------------

イ号製品には、係争特許の請求項1における「一方の形鋼（8）の上端側には切り欠き口（10）」が設けられていない。

これに対して、権利者は、本件特許の「一方の形鋼（8）の上端側には切り欠き口（10）が設けられており」という構成要件は使用環境特徴であると主張した。

本事件の第2審で、最高人民法院は、次のように認定した。

まず、本件特許の保護対象は「極狭偏心V型角材」であり、請求項1には、当該角材が「二つの形鋼を含む」と記載されており、二つの形鋼が本件特許の構成要素であることを明確に限定している。

次に、請求項1において、「前記形鋼（8）内に空洞が設けられ、二つの空洞内に共同で固定部材（4）が設けられ」、「二つの形鋼（8）の対向する側にはそれぞれ二つの貫通孔（9）が設けられており」、「一方の形鋼（8）の上端側には切り欠き口（10）が設けられており」などと記載されており、型材の具体的な構造を限定している。

また、係争特許の明細書にも型材の構造に関する具体的な説明が存在する。請求項の記載に基

づき、本件の型材の技術的特徴は、特許技術方案を直接限定する構造・構成要素の技術的特徴に属し、使用環境特徴ではないと認定すべきである。

この認定手法は使用環境特徴が争点となる事件の判決に「使用環境特徴」の定義としてよくみられる。例えば、後述の事件③の判決にも使用環境特徴について次のように述べている。「いわゆる使用環境特徴とは、請求項において、発明の背景や条件を記述するために用いられる技術的特徴を指す。技術的特徴によって限定される具体的な対象の違いにより、技術的特徴は、特許保護対象そのものを直接限定する技術的特徴と、保護対象以外の技術的内容を限定することにより保護対象を限定する技術的特徴とに分けられる。前者は一般的に、特許保護対象の構造、構成要素、材料などを直接限定する形で現れ、後者は特許保護対象の使用背景、条件、適用対象などを限定する形で現れ、ひいては特許保護対象を間接的に限定するため、「使用環境特徴」と呼ばれる。」

この使用環境特徴の定義によれば、請求項に記載された構成要件は、特許保護対象の構造、構成要素、材料などを直接限定する構成であるかを認定し、このような特許保護対象そのものを直接限定する技術的特徴は保護対象の構成部分であり、「使用環境特徴」とならず、使用環境特徴と認定されるべきではないことは分かる。一方で、保護対象の構成部分ではなく、保護対象の使用背景、条件、適用対象などを限定する技術的特徴は、特許保護対象を間接的に限定する技術的特徴であり、使用環境特徴となり得る。このように、関連技術的特徴が請求項の保護対象を直接限定するかどうかを判断することで、保護対象の構成部分とそうでは部分を識別し、使用環境特徴を具体的に認定すればよいと考えられる。

## 五、使用環境特徴の認定基準

理論上及び実務上、使用環境特徴について以下のように4つの権利侵害認定基準が存在する。

### 1、「既に使用されている」基準

「既に使用されている」基準によれば、被疑侵害製品または方法が特許製品または方法の使用環境において既に使用されている場合に限り、当該被疑侵害製品または方法が特許製品または方法の使用環境特徴を備えると認定されることを指す。

この権利侵害認定基準は、通常の権利侵害判定ルールと変わらない。「既に使用されている」基準の下で、特許権者は、イ号製品または方法が特許製品または方法の限定する使用環境において既に使用されていることを立証することが求められている。

前述した事件①の第1審及び第2審では、「既に使用されている」基準が適用されていた。

### 2、「必然的使用」基準

「必然的使用」基準とは、被疑侵害製品または方法が必然的に特許製品または方法の使用環境に使用される場合、被疑侵害製品または方法が特許製品または方法の使用環境特徴を備えると認定されることを指す。

「必然的使用」基準の下で、被疑侵害製品または方法は特許製品または方法の使用環境特徴と異なる使用環境に使用することができ、侵害を構成しない。

(再掲) [事件① (2012) 民提字第1号/対象特許: CN1095781B]

前述したように、「使用環境特徴が保護範囲に対する限定の程度」について最高人民法院は次のように判示した。「一般に、使用環境特徴は、保護対象が当該使用環境において使用されればよいと解釈されるべきであり、保護対象が当該使用環境において必ず使用されなければならないとは要求されない。しかし、当業者が特許の請求項、明細書及び特許審査経過を閲読した結果、保護対象が当該使用環境において使用されなければならないことを明確かつ合理的に知ることができる場合、当該使用環境特徴は、保護対象が当該特定の環境において必ず使用されなければならないと要求するものとして解釈されるべきである。」

本件の請求項1における使用環境特徴については、以下のように分析される。

(一) 本件の保護対象である自転車用リアディレーラ・ブラケットは、この使用環境において使用されることを必須としている

まず、使用環境特徴1（「前記自転車車体フレーム（50）が車体フレームのリアフォークエンド（51）のディレーラ取り付け用延出部（14）に形成された連結手段（14a）を備え」）は、審査において数回に亘って補正されたものである。また、意見書における出願人（即ち本件係争特許権の権利者、第1審原告）の主張によれば、本件特許の保護対象であるリアディレーラ・ブラケットは、リアディレーラ取り付け用延出部を備えたリアフォークエンドとのみ接続可能であり、自転車フレームのリアフォークエンドにおける垂直下降アセンブリの構成要素となることはできず、また、本件特許の保護対象であるリアディレーラ・ブラケットは、ディレーラ取り付け用突起部を有する自転車フレームのリアフォークエンドに取り付ける必要があり、水平方向の溝を有する下降アセンブリを備えた自転車フレームの下降アセンブリには取り付けることができない。従って、使用環境特徴1に関しては、本件特許の保護対象である自転車リアディレーラ・ブラケットが、その使用環境特徴1を有する車体フレームのリアフォークエンドにおいて使用されることを必須の条件とするものと理解すべきである。

第2に、使用環境特徴2（「前記リアディレーラがブラケット部材（5）、チェーンガイド（3）を支持するための支持部材（4）、及び前記支持部材（4）とブラケット部材（5）を連結するための一対の連結部材（6,7）を備え」）は、第2回審査意見通知書への応答時に追加されたものである。また、意見書における出願人の主張によれば、本件特許の保護対象であるリアディレーラ・ブラケットは、リアディレーラがブラケット部材（5）に接続されなければならない、リアディレーラ自体の構成要素となることができない。従って、使用環境特徴2に関しては、本件特許の保護対象である自転車用リアディレーラ・ブラケットが、その使用環境特徴2を有するリアディレーラにおいて使用されることを必須の条件とするものと理解すべきである。以上のとおり、本件の使用環境特徴は、限定作用を有し、本件の保護対象である自転車用リアディレーラ・ブラケットは、この使用環境において使用されることを必須としている。

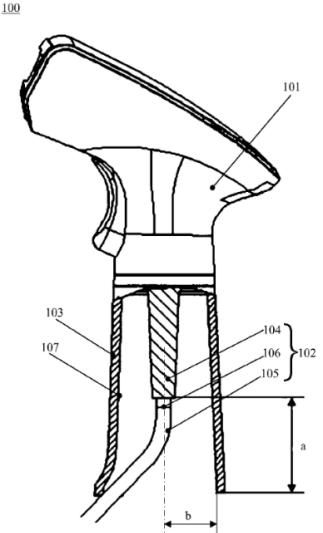
(二) イ号製品が本件特許の自転車車体フレームに必然的に使用されるか否かについて

本件の原告から請求項1に限定された自転車車体フレームにイ号物件を付けられた証拠を提出した。これに対して被疑侵害者はこれを争わなかった。次に、中国最高裁は被疑侵害者に「自転車車体フレームのリアフォークエンドにディレーラ取り付け用延出部を有しない自転車車体フレームにイ号製品が付けられた状態で商用に流通した」ことを示す証拠の提出を求めたが、被疑侵害者が上記の証拠を提出しなかったことにより、ビジネス上として、イ号製品が本件特許の自転車車体フレームに必然的に使用されることを認定した。

### 3、「使用可能」基準

「使用可能」基準とは、被疑侵害製品または方法が特許製品または方法の使用環境に使用可能である場合、被疑侵害製品または方法が特許製品または方法の使用環境特徴を備えると認定されることを指す。たとえ被疑侵害者が、被疑侵害製品または方法が、特許製品または方法の使用環境とは異なる環境で使用され得ることを立証できたとしても、依然として侵害を構成する。

[事件③ (2023) 最高法知民終第2985号／対象特許：CN209486687U]

<p><b>【請求項1】</b> バーコードスキャナー (100) であって、 本体 (101) と、 配線部 (104) 及び接続線 (105) を含む配線構造 (102) であって、前記接続線 (105) の一端は前記配線部 (104) を 通じて前記本体 (101) に接続され、<u>前記接続線 (105) の他</u> <u>端は外部機器に接続され、前記配線部 (104) と前記接続線</u> <u>(105) は両者の接続位置で接続点 (106) を形成する、配線</u> <u>構造 (102) と、</u> ハンドル (103) であって、前記ハンドルは本体から外方 に延びる中空部材であり、前記接続点 (106) は前記ハンド ルの内部に位置する、ハンドルと、を備えるバーコードスキ ャナー。</p>	
--	--

本事件において、イ号製品は請求項1に記載された「外部機器」を有しておらず、そして「前記接続線 (105) の他端は外部機器に接続され」を有していない。

裁判所は、本件特許権の保護対象がバーコードスキャナーであると認定したうえ、明細書[0035]段落に記載された「当該外部機器は、バーコードスキャナーに電力を供給したり、データ交換を行ったりするための電源またはデータ源であり得る」という記述と照らし合わせると、当業者は、外部機器が本件特許の保護対象であるバーコードスキャナー自体の構成部品ではなく、バーコードスキャナーと他の機器との接続関係を限定する技術的特徴であることを確認することができるため、本件は使用環境特徴の認定に関わると認定した。

さらに、裁判所は、「一般的に、使用環境技術的特徴とは、保護対象が当該使用環境において使用可能であることを要求するものであり、保護対象が必ずしも当該環境で使用されなければならないことを要求するものではない。」と述べ、イ号製品には外部接続用ケーブル及び接続ポートが備わっており、当該ケーブルのもう一方の端は外部機器への接続に使用可能であることから、イ号製品は「前記接続線 (105) の他端は外部機器に接続され」という技術的特徴を備えていると認定した。

### 4、「使用不可」基準

「使用できない」基準とは、被疑侵害製品または方法が特許製品または方法に限定された使用環境に使用できない場合、被疑侵害製品または方法は特許製品または方法の使用環境特徴を備えておらず、侵害を構成していないと認定されるべきであることを指す。使用できない」基準は「2016最高人民法院司法解释」第9条に規定されており、同基準は、侵害を構成しない条件を否定的な側面から規定しているものである。

表1では4つの認定基準をまとめたものである。

認定基準	立証責任	侵害判断との関係
「既に使用されている」 基準	特許権者は、イ号が特許製品または方法の使用環境特徴において既に使用されていることを証明すべきである	オール・エレメント・ルールを厳格に適用する
「必然的使用」 基準	特許権者は、イ号が特許製品または方法の使用環境特徴において必然的に使用されていることを証明すべきである	イ号は特許製品または方法の使用環境特徴と異なる使用環境において使用することができる場合、特許権侵害を構成しない
「使用可能」 基準	特許権者は、イ号が特許製品または方法の使用環境特徴において使用可能であることを証明するだけでよい	イ号は特許製品または方法の使用環境特徴と異なる使用環境において使用できることを証明できる場合でも、侵害を構成し得る。
「使用不可」 基準	被疑侵害者は、イ号が特許製品または方法の使用環境特徴において使用できないことを証明すべきである	侵害を構成しない条件を否定的な側面から規定している

表2では、前述の司法解釈、司法指針、行政指針などの異なる規定に採用された使用環境特徴の認定基準を」に関する規定をまとめたものである。

規定	認定基準
2016最高人民法院司法解釈	「使用不可」基準
2013北京高裁司法指針	「使用可能」基準
2014特許庁行政指針	「必然的使用」基準
2017北京高裁司法指針	「使用可能」基準 + 「のみ適用可能」制限*
2020天津高裁司法指針	「使用可能」基準

(\*2013北京高裁司法指針を基に、2017北京高裁司法指針では、「但し、専利書類は当該技術的解決策が当該使用環境特徴にのみ適用可能であると明確に限定されており、かつ、被疑侵害技術的解決策が他の使用環境にも適用可能であることを示す証拠がある場合には、被疑侵害技術的解決策は専利権の保護範囲内に含まれない。」という「のみ適用可能」制限を充実させた。)

筆者は北大法宝データベースにおいて、「使用環境特徴」、「使用環境技術特徴」をキーワードとし、案件類型を「知的財産権紛争」(民事事件)を選択し、2026年3月時点の判決及び記事等文献から、ランダムで100件を検索・選出し、統計してみた。この100件から重複に記載されたものの6件、同一事件の異なる審級7件(例えば同一事件に再審、二審、一審がある場合、再審の判決のみを選択する)、同一事件の関連事件9件(同一特許権の異なる係争が近い時期で同一裁判所により審理された場合、そのうちの1件のみを選択する)、及び争点が使用環境特徴に関連していない事件4件、特許権が無効にされた1件などを取り除くことにより、使用環境特徴に関連する事件73件を得た。この73件を独立した事件として裁判実務において裁判所で適用された認定基準を統計してみた。

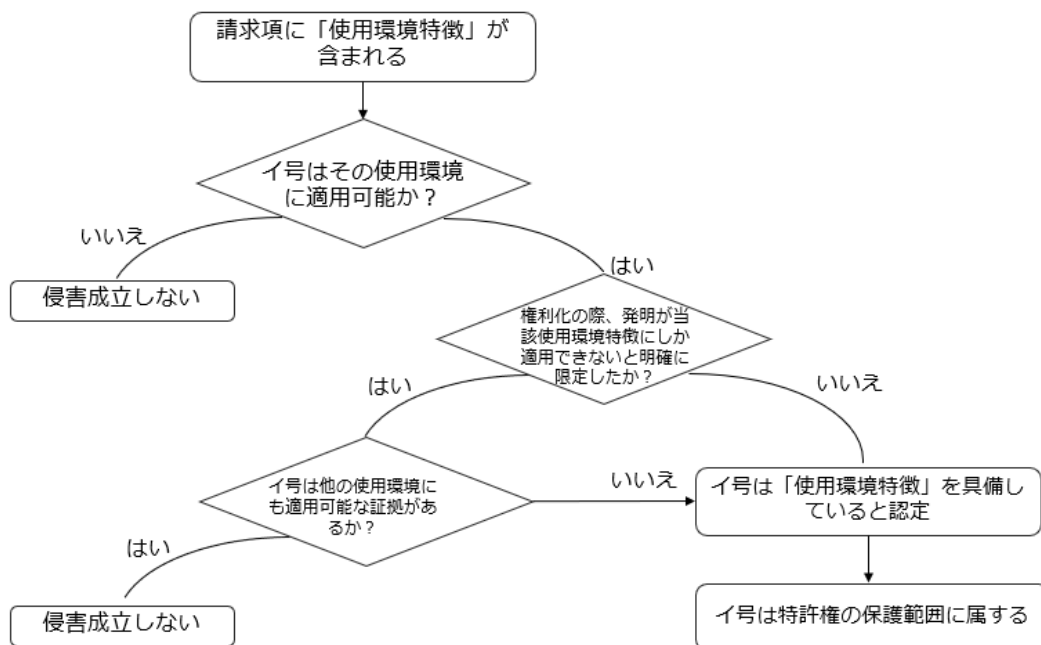
表3では、裁判実務で適用された使用環境特徴の認定基準の統計である。

使用環境特徴事件	件数	割合	適用された認定基準	件数	割合
使用環境特徴として認定された事件	64件	87.7%	「使用可能」基準	53件	82.8%
			「必然的使用」基準	9件	18.8%
			「使用不可」基準	2件	3.1%
使用環境特徴として認定されなかった事件*	9件	12.3%	—	—	—

(\*使用環境特徴として認定されなければ、使用環境特徴の認定基準の適用とも関わらなくなる)

裁判実務で適用された使用環境特徴の認定基準の統計から分かるように、裁判実務では、「使用可能」基準は最も適用される認定基準であり、「必然的に使用」基準はそれに次ぐ。

「使用可能」基準を採用され、且つ「のみ適用可能」制限が充実された「2017北京高裁司法指針」、及び上記使用環境特徴を規定した司法解釈、司法指針、行政指針のなか最上位の法的効力を持つ「2016最高人民法院司法解釈」に基づいて、権利侵害判定の流れ図は以下の通りとなる。



## 六、権利化実務への啓示と策略提案

### (一) 権利者への啓示

特許権者としては、特許権の権利行使において、被疑侵害技術的解決策に特定の技術的特徴が欠けている場合、これらの特徴が使用環境特徴とみなされることができかどうかを検討することができる。一般的な技術的特徴と比較して、使用環境特徴に関する特別な侵害判定のルールでは、立証責任の負担が比較的軽い。通常、被疑侵害製品が当該特徴によって限定される使用環境において使用可能であることを証明すればよく、イ号製品またはイ号方法自体が実際に当該環境

特徴を備えていることを証明する必要はない。

### (二) 被疑侵害者への啓示

被疑侵害者としては、当該特徴は使用環境特徴ではなく、一般的な技術的特徴であることを抗弁することができ、オール・エレメント・ルール適用を求めることができる。同時に、特許請求項、明細書や審査経過などを精査して、係る特徴について「必然的使用」基準を適用すべきである証拠があるかどうかを検討し、特許発明が当該使用環境特徴によって限定された使用環境にのみ適用されるものである場合、イ号製品または方法がその使用環境特徴以外の使用環境にも適用できることを立証し、それによってイ号製品またはが使用環境特徴を備えないことを証明することができる。

### (三) 権利化に対する提案

権利化時の明細書作成の際には、独立請求項に発明の目的を達成するために必須の技術的特徴だけを記載し、使用環境特徴を盛り込むことに留意すべきである。専利権侵害判定において、オール・エレメント・ルールは基礎的な裁判規則であるため、特許権の行使においては、イ号製品または方法が請求項に含まれるすべての技術的特徴を備えていることを立証しなければならない。もし請求項に発明とは無関係な環境技術的特徴が含まれている場合、特許査定や請求項の安定性に寄与しないばかりか、権利行使時の立証の難度や権利行使のコストを増大させることにもなりかねない。

一方、包袋禁反言にも留意すべきである。明細書作成や中間処理時、発明の使用背景、条件、適用対象など、いわゆる使用環境特徴について、発明が当該使用環境において使用されなければならないような記載や意見陳述を慎重に行うべきである。環境特徴の使用を意図的に回避すると、製品を書く側の特徴だけでは、保護する必要がある技術的解決策を十分に体现できなかったり、特許技術的解決策を既存技術と区別しにくくなったりして、特許出願が却下されたり、無効になったりすることがあります。

## 七、結び

使用環境特徴は中国特許権侵害判定体系において重要かつ特殊な制度である。これは、オール・エレメント・ルールを堅持しつつ、発明の使用背景や条件を記述するための技術的特徴に対して、より柔軟な侵害認定基準を設けている。この規則は、特許権者が、技術的課題を解決するために必要な要素を特許請求の範囲に盛り込むことを積極的に奨励すると同時に、被疑侵害者の悪意ある回避を懸念する必要があるようにするものであり、特許権者に対する合理的な保護を考慮しつつ、社会一般の利益の均衡も図っている。本稿では、この使用環境特徴及び実務中の適用を中心に紹介した。中国の知財実務を行う読者の参考となれば幸いである。

## 著者紹介

林 軍

\*\*\*

- ・中国専利代理人、中国弁護士
- ・所属：GLOBAL IP China北京五洲洋和知識産権代理事務所：パートナー
- ・教育：天津大学分校卒業（学士修了）、日本神戸商船大学輸送情報システム専攻修士課程修了、大阪大学知的財産法修士課程修了
- ・言語：中国語、日本語、英語
- ・専門：2004年より知財分野に従事し、日本の特許事務所での顧問の経験を持ち、機械・電気・ソフトウェア分野において実務経験を有する。

【参考】 <http://www.wzyh-gip.com/jp/>

